

議案第106号

葛飾区プールに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

旅館業法等の改正を踏まえ、プール経営の許可を受けた地位を事業譲渡により承継したときは、事業を譲り受けた者が当該地位を承継することとする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区プールに関する条例の一部を改正する条例

葛飾区プールに関する条例（昭和50年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「という。）」の次に「が当該経営を譲渡し、又は許可経営者」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「あったときは、」の次に「当該経営を譲り受けた者又は」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の2第1項の規定は、この条例の施行の日前に経営の譲渡があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。